

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
です。翌  
日の翌  
日発行)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日をも定める規則(建築課)

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(職員課)

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(シ)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

### ◇訓 令

鳥取県職員安全管理規程の一部を改正する訓令(職員課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

一 農産園芸課及び地方農林振興局の農業振興課の所掌事務に主要食糧の需給及

び価格の安定に関する法律の施行にすることを加えることとした。

二 一に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成七年十一月一日から施行することとした。

### ◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 次の事務を農林水産部長の個別専決事項とすることとした。

(一) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部(米穀の卸売業又は小売業の新規の登録等の事務)

(二) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令に基づく知事の権限に属する事務(市町村別生産調整対策水田面積の決定等の事務)

2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部(米穀の卸売業又は小売業の更新の登録等の事務)を農産園芸課長の個別専決事項とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 請負対象設計金額が七千万円未満の農林土木工事の設計の変更のうち、次の事務を地方農林振興局長に委任することとした。

(一) 契約金額の五割(現行 二割)以上の増減を伴わない設計の変更

(二) 契約金額の五割(現行 二割)以上の増減を伴う設計の変更のうち、変更後の請負対象設計金額が七千万円未満のもの

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1及び2は、平成七年十一月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 新設及び増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

団地名種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
西品泊団地 第一種県営住宅	一〇一号から一〇六号まで、一〇一 二〇一号から一〇六号まで及び一〇三 〇一号から一〇六号までの住宅	一八	二〇、六〇〇円
	二二〇一号の住宅	一	二二、六〇〇円
弥生団地 第一種県営住宅	一一二〇一号、一一二〇六号、一一三〇一 号、一一三〇六号、二二二〇一、二二二 〇四号、二二二〇一及び二二二〇四号の 住宅	八	三五、四〇〇円
	四号の住宅	三	三六、九〇〇円
第一種県営住宅	一一二〇二号から一一二〇五号まで、一一三〇 一から一一三〇五号まで、二二二〇一、二二二 〇二、二二二〇三、二二二〇四、二二二〇五 号、二二二〇二号及び二二二〇三号の住宅	一八	四六、三〇〇円
	一一二〇三、二二二〇二、二二二〇三 号、二二二〇二号及び二二二〇三号の住宅	三	三六、九〇〇円

二 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名種別	家賃	
	現行	改正後
住戸番号 一〇一、一〇四、一〇六号、 戸数	一月の家賃額	

三 この規則は、平成七年十一月一日から施行することとした。ただし、西品泊団地及び泊港団地に関する部分は、同年十二月一日から施行することとした。

泊港団地		第一種県営住宅	第一種県営住宅
第一種県営住宅	第二種県営住宅	二二二〇二、二二二〇四、二二二〇六、二二二〇八、二二二一〇、二二二一二、二二二一四、二二二一六、二二二一八、二二二二〇、二二二二二、二二二二四、二二二二六、二二二二八、二二二三〇、二二二三二、二二二三四、二二二三六、二二二三八、二二三三〇、二三三〇一、二三三〇二、二三三〇三、二三三〇四、二三三〇五号の住宅	二二二〇二、二二二〇四、二二二〇六、二二二〇八、二二二一〇、二二二一二、二二二一四、二二二一六、二二二一八、二二二二〇、二二二二二、二二二二四、二二二二六、二二二二八、二二二三〇、二二三三〇一、二三三〇二、二三三〇三、二三三〇四、二三三〇五号の住宅
九	九	一〇、二二〇〇円	四〇、三〇〇円
九	九	三〇、二二〇〇円	

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

- 一 次の手数料の額を新たに定めることとした。
  - 1 卸売業登録申請手数料 十万円
  - 2 小売業登録申請手数料 販売所の数が一である場合にあっては九千円、販売所の数が二以上である場合にあっては九千円を一を超える販売所の数に五千円を乗じて得た額を加算した額
  - 3 小売業変更登録申請手数料 五千円に所在地が変更される販売所の数を乗じて得た額
- 二 食糧管理法に係る手数料を廃止することとした。
- 三 この規則は、平成七年十一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第七十九号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成七年六月鳥取県条例第二十六号)第一条中別表第一の改正規定の施行期日は、平成七年十一月一日とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第八十号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条農産園芸課の項第二号中「食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)」に改める。

第七十七条第三項農業振興課の項第九号中「食糧管理法」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第八十一号**

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三農林水産部共通の項部長専決事項の欄第一号中「二割以上の増減を伴うもの」を「五割以上の増減を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が七千万円未満となるものを除く。)」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「二割」を「五割」に改める。

別表第三農産園芸課の項部長専決事項の欄第五号及び第六号を次のように改める。

- 五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第三十五条第一項の規定による卸売業又は小売業の登録(この項課長専決事項の欄第四号(一)に掲げるものを除く。)
  - (二) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十八条の規定に

よる登録卸売業者又は登録小売業者の業務の運営に關して必要な改善措置をとるべき旨の命令

(三) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十九条の規定による卸売業又は小売業の登録の取消し等

(四) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第二十条の規定による卸売業又は小売業の登録の抹消

(五) 第七十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

六 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律施行令(平成七年政令第九十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第二項の規定による市町村別生産調整対象水田面積の決定

(二) 第八条第一項の規定による市町村別予定計画出荷数量の決定

(三) 第十一条第二項の規定による市町村別予定計画出荷数量の変更

別表第三農産園芸課の項部長専決事項の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項課長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十五条第一項の規定による卸売業又は小売業の登録のうち次に掲げるもの

イ 登録卸売業者又は登録小売業者の業務を承継して卸売業又は小売業を行うおととする者に係る登録

ロ 卸売業又は小売業の登録の有効期間の満了後においても引き続き卸売業又は小売業を行うおととする者に係る登録

(二) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十条第二項の規定による卸売業又は小売業の更新の登録

(三) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十一条第二項の規定による登録卸売業者又は登録小売業者の地位を承継した旨の届出の受理

(四) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十二条の規定による卸売業又は小売業の登録事項の変更の届出の受理

(五) 第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する第十三条の規定による卸売業又は小売業の廃止の届出の受理

(六) 第四十一条第一項において準用する第十七条第二項の規定による卸売業の事業報告書の受理

(七) 第四十五条第一項の規定による小売業の変更登録

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第一号及び漁港課の項課長専決事項の欄第一号中「二割」を「五割」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第二号(一)中「二割以上の増減を伴うもの」を「五割以上の増減を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が七千万円未満となるものを除く)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第三農産園芸課の項の改正規定は、平成七年十一月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表西品治団地の項中

〃	二六号から五三号までの住宅
---	---------------

二八	八、六〇〇円
----	--------

を

〃	二六号から五三号まで
〃	一一〇一号から一 号から一一二〇六 ら一一三〇六号まで

での住宅	二八	八、六〇〇円
一〇六号まで、一一二〇 号まで及び一一三〇一号か の住宅	一八	二〇、六〇〇円

に改め、同表泊港団地の項中

泊港団地	第二種県営住宅	一一一〇、 一一一〇
------	---------	---------------

二〇〇円	を	泊港団地	第一種県営住宅	一〇二号、一〇四号、一〇六号、二〇二号、二〇四号、二〇六号、三〇二号、三〇四号及び三〇六号の住宅
		泊港団地	第二種県営住宅	一〇一号、一〇三号、一〇五号、二〇一号、二〇三号、二〇五号、三〇一号、三〇三号及び三〇五号の住宅

九	四〇、三〇〇円
九	三〇、二〇〇円

に改め、同表清水団地の項の次に次のように加える。

弥生団地		第一種県営住宅	一八	四六、三〇〇円
〃	〃	〇二号から一〇五号まで、一一三 二号、二二〇一〇三号、二二〇二号、二二 二〇三号、二二三〇二号及び二二三〇三 号の住宅		
〃	〃	一〇一〇一号、一〇一〇六号及び二〇一 〇四号の住宅	三	三六、九〇〇円
〃	〃	一一二〇一号、一一二〇六号、一一三〇 一号、一一三〇六号、二二二〇一號、二二 二〇四号、二二三〇一號及び二二三〇四 号の住宅	八	三五、四〇〇円
〃	〃	二二一〇一號の住宅	一	二二、六〇〇円

附 則

この規則は、平成七年十一月一日から施行する。ただし、西品治団地及び泊港団地に  
関する部分は、同年十二月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第百五十四号から第百六十三号までを次のように改める。

百五十四 卸売業登録申請手数料 十万円

百五十五 小売業登録申請手数料 販売所の数が一である場合にあつては九千円、販

一を超える販売所の数に五千円を乗じて得た額

を加算した額

百五十六 小売業変更登録申請手 五千円に所在地が変更される販売所の数(新設さ

れるものの数を含み、廃止されるものの数を除く。)

を乗じて得た額

百五十七から百六十三まで 削除

附 則

この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第八号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「安全衛生委員会」を「委員会」に、「職員健康管理審査会」を「職員健康管

理連絡協議会」に改め、「第三十六条」を削る。

第二条第二号中「規定する本庁」の下に、「鳥取県博覧会推進局設置規則(平成七年三月鳥取県規則第九号)第一条に規定する博覧会推進局」を加え、同条に次の一号を加える。

四 所属長 本庁の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関の長(地方労働委員会事務局にあつては事務局長とする。)の職にある者をいう。

第三条の見出し中「職員を監督する者」を「所属長」に改め、同条中「職員を監督する者」を「所属長」に、「確保するようにならなければならない」を「確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない」に改める。

第四条中「職員を監督する者」を「所属長」に改める。

第五条第一項中「各地方機関」を「別表第一に掲げる地方機関」に改める。

第六条中「総括安全衛生管理者」を「当該地方機関の長」に改める。

第七条第二項中「総括安全衛生管理者」を「本庁にあつては職員課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関にあつては当該地方機関の長」に改める。

第七条の二の見出し中「安全衛生推進者及び」を削り、同条第一項中「別表第二の二に掲げる地方機関に安全衛生推進者を、別表第一から別表第二の二まで」を「別表第一及び別表第二」に改め、同条第二項中「安全衛生推進者及び」を削り、「総括安全衛生管理者」を「当該地方機関の長」に改め、同条第三項中「安全衛生推進者及び」を削る。

第八条第一項中「安全衛生推進者」を削り、同条第二項中「総括安全衛生管理者」を「本庁にあつては職員課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関にあつては当該地方機関の長」に改める。

第九条に次の二項を加える。

3 産業医が事故その他やむを得ない事由によつて職務が行えないときにその職務を代理させるため、代理者を置くことができる。

4 前項の代理者は、職員課長が指名した者をもつて充てる。

第十条第一項中「別表第四に掲げる」を「ポイラー(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第四号に規定する小型ポイラーを除く。)を設置している」に改め、同条第二項中「総括安全衛生管理者」を「本庁にあつては職員課長が本庁の職員のうちから指名した者を、地方機関にあつては当該地方機関の長」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 委員会

第十一条の見出しを「総合委員会の設置」に改め、同条中「鳥取県総括安全衛生委員会(以下「総括委員会」)を「総合安全衛生委員会(以下「総合委員会」)に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「総括委員会」を「総合委員会」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「職にある者を、」の下に「健康管理責任者は、職員課長の職にある者を、施設管理責任者は、管財課長の職にある者を、その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員のうち、一人を健康管理責任者、一人を施設管理責任者とする。

第十三条の見出し及び同条第一項中「総括委員会」を「総合委員会」に改め、同条第

二項中「総括委員会」を「総合委員会」に、「半数」を「二分の一」に改め、同条第三項中「総括委員会」を「総合委員会」に、「関係職員」を「関係者」に改める。

第十三条の二を削る。

第十四条中「前三条」を「前二条」に、「総括委員会」を「総合委員会」に改める。

第十五条第一項中「次項により」を「次項の規定により」に改め、同条第三項中「第十二条、第十三条及び」を「第十二条第一項、第三項及び第四項、第十三条並びに」に、「同条第二項中「総務部長の職にある者」とあるのは「総括安全衛生管理者」を「同条第三項中「総務部長の職にある者を、健康管理責任者は、職員課長の職にある者を、施設管理責任者は、管財課長の職にある者を、その他の」とあるのは、「職員課長又は地方機関の長を、」に改める。

第十六条第二項中「実施方法は、」の下に「総務部長が」を加える。

第十七条を次のように改める。

(健康診断の監督)

第十七条 健康診断は、産業医が監督して行うものとする。

第十八条第一項中「総括安全衛生管理者」を「職員課長」に、「所属職員」を「職員」に改め、同条第二項中「職員を監督する者」を「所属長」に改める。

第二十条及び第二十一条中「総括安全衛生管理者」を「職員課長」に改める。

第二十二条の見出し中「通知等」を「通知」に改め、同条第一項中「総括安全衛生管理者」を「職員課長」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条を次のように改める。  
(健康診断の結果の記録)

第二十三条 職員課長は、健康診断の結果の記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

第二十四条の表を次のように改める。

健康管理区分

健康管理区分	健康	状況
勤	休	養
出勤しない	で、療養に専念するもの	

面 務	制限勤務	勤務に何らかの制限を加える必要のあるもの
面 務	通常勤務	通常の勤務でよいもの
医 療	要治療	医師による直接の医療行為を必要とするもの
医 療	要観察	定期的に医師の観察指導を必要とするもの
面 務	健康	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの

第二十五条第一項中「第三十一条に規定する鳥取県職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者」を「健康診断の結果並びに産業医及び所属長の意見等を総合的に勘案し、職員」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「総括安全衛生管理者及び」を削り、「係る職員」の下に「、所属長及び産業医」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「又は」を「所属長から第二十八条の規定による報告があつたとき、その他」に、「第三十一条に規定する鳥取県職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて」を「健康診断の結果並びに産業医及び所属長の意見等を総合的に勘案し、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を変更したときは、遅滞なくこれを当該変更に係る職員、所属長及び産業医に通知するものとする。

第二十七条第二項中「健康管理区分変更等申請書（様式第二号）に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者」を「別に定める申請書を所属長」に改め、同条第三項中「総括安全衛生管理者」を「所属長」に、「当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、これを知事」を「当該申請内容について意見を記載した別に定める報告書とともに、これを産業医」に改め、同条に次の一項を加える。

4 産業医は、前項の申請書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを知事に送付しなければならない。

第二十九条を削り、第二十八条の表を次のように改め、同条を第二十九条とする。

面 務 勤	制限勤務	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）、出張、自動車運転等の制限を行う。
	休 養	
健康管理区分		措 置 内 容

第二十七条の次に次の一条を加える。

（所属職員の健康状況の報告）

第二十八条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合、当該職員の健康状況を別に定める報告書により知事に報告することができる。

第三十条を次のように改める。

（経過の報告）

第三十条 第二十五条の規定により健康管理区分を決定された職員又は第二十六条第一項の規定により健康管理区分を変更された職員（定期健康診断の結果をもつて傷病の経過の報告に代えることができる）とされた職員を除く。は、指示された期間ごとに、傷病の経過を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、別に定める報告書を所属長を経由して産業医に提出しなければならない。

3 産業医は、前項の報告書の提出を受けたときは、意見を付して、これを知事に送付しなければならない。この場合において、産業医が必要と認めるとき、所属長に別に定める報告書の提出を求めることができる。

4 知事は、第一項の規定による傷病の経過の報告を受けるときは、当該職員に係る健康



管理区分を変更することができる。

5 第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 職員健康管理連絡協議会

第三十一条中「審査するため、鳥取県職員健康管理審査会（以下「審査会」を「協議するほか、職員の健康管理に関して専門的見地から知事に意見を述べるため、職員健康管理連絡協議会（以下「協議会」に改める。

第三十二条第一項中「審査会」を「協議会」に改め、同条第二項中「審査会」を「協議会」に、「なか」を「中」に改め、同条第三項中「審査会」を「協議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第四項中「委員長」を「会長」に改める。

第三十三条第一項中「審査会」を「協議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十四条中「審査会」を「協議会」に改める。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とする。

別表第一中「第六条」を「第五条・第六条・第七条の二」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条・第七条の二・第十五条関係）

皆成学園	1
皆生小児療育センター	1
鳥取保健所	1
倉吉保健所	1
米子保健所	1
鳥取地方農林振興局	1
八頭地方農林振興局	1
倉吉地方農林振興局	1
米子地方農林振興局	1

日野地方農林振興局	1
園芸試験場	1
鳥取土木事務所	1
郡家土木事務所	1
倉吉土木事務所	1
米子土木事務所	1
根雨土木事務所	1

別表第二の二を削る。

別表第三第一号中「本庁」の下に、「東京事務所、大阪事務所」を加え、「身体障害者更生相談所、東部福祉事務所」を削り、「鳥取農業改良普及所」を「鳥取農業改良普及センター」に、「に勤務する地方職員共済組合鳥取県支部所属の医師」を「医師である者」に改め、同表第二号中「及び中央病院」を削り、同表第四号中「（厚生病院を除く）」を削り、同表第七号中「、中央病院及び厚生病院」を削り、「当該機関の長が医師である所属職員のうちから指名する者」を「皆生小児療育センター院長が医師である所属職員のうちから指名する者」に改め、同表第八号を削る。

別表第四を削る。  
様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

- この訓令は、平成七年十一月一日から施行する。
- この訓令の施行前にこの訓令による改正前の鳥取県職員安全管理規程（以下「旧規程」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる健康管理区分に決定されている職員については、この訓令による改正後の鳥取県職員安全管理規程（以下「新規程」という。）の規定により、それぞれ同表の下欄に掲げる健康管理区分に決定された者とみなす。

面 療 医			面 務 勤				分 区	
3	2	1	D	C	B	A	健康管理区分	旧規程による
健康	要観察	要治療	通常勤務	制限勤務	制限勤務	休養	健康管理区分	新規程による

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】